

# 雲出川中流部流域水害対策協議会準備会 規約（案）

## （設置）

第1条 「雲出川中流部流域水害対策協議会準備会」（以下「準備会」という。）を設置する。

## （目的）

第2条 準備会は、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、雲出川中流部の特定都市河川指定に向けた協議・情報共有を行うことを目的とする。

## （準備会の実施事項）

第3条 準備会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 雲出川中流部の特定都市河川指定に向けた検討内容に関する事。
- 2) 上記指定に向けた諸施策等の推進に関する事。
- 3) 流域における水害対策計画の検討に関する事。

## （準備会の対象水系）

第4条 準備会は、雲出川水系を対象とする。

## （準備会の構成）

第5条 準備会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 必要に応じて、既存の会議と連携を図り、特定都市河川の指定に関する取り組みを多くの関係者と共有するものとする。

## （事務局）

第6条 準備会の事務局は、三重河川国道事務所調査課、三重県県土整備部河川課に置く。

- 2 準備会の運営は事務局が行うものとする。

## （準備会資料等の公表）

第7条 準備会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、準備会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 準備会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## （雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、準備会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、準備会で定めるものとする。

## （附則）

第9条 本規約は、令和5年1月23日から施行する。

別表－1 準備会 構成員

機 関	役 職	備 考
津市	市長	
	上下水道事業管理者	
松阪市	市長	
農林水産省 東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官	
気象庁 津地方气象台	台長	
林野庁 三重森林管理署	署長	
三重県	県土整備部長	
	農林水産部長	
国土交通省 三重河川国道事務所	所長	